

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 受講申込書

下記、太枠内を全てご記入ください。

[illegible]

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

協会使用欄	
修了証番号	
修了証交付日	. .
受 講 日	自) . .
	至) . .
講 習 時 間	学科 時間
受 講 料	円
委 託 費	円

必要事項をご記入の上、
①受講料及びテキスト代、②特例・一部免除資格がある場合は証明書類のコピー、③本人確認書類、と一緒に下記までご持参いただくか、郵送にてお申し込みください(郵送の場合、①をお振込みの上、②・③と領収証コピーをご送付ください)。

建設業労働災害防止協会 熊本県支部

〒862-0976 熊本市中央区九品寺 4-6-4

電話 096-371-3700 FAX 096-364-2020

振込先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

- ① 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者

(注)イ「受講資格に必要な学歴」欄は、経験年数が2年以上3年未満の方のみご記入ください。

(経験3年以上の場合は記入不要)

ロ「受講資格に必要な学歴」は、上記で認められる学校・学科として下さい。

ハ 証明書(卒業証書の写し又は卒業証明書)を申込用紙と同時に提出して下さい。

ニ 事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。

【特例・一部免除】(次のいずれかに該当する者)

- ① 旧法の地山の掘削作業主任者技能講習修了者
- ② 旧法の土止め支保工作業主任者技能講習修了者
- ③ 建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で第4種から6種までの種別に該当するものに合格した者を除く)
- ④ 土木施工管理技術検定に合格した者

【人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)】

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)は、雇用主が雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、その経費と賃金の一部が助成される制度です。(申請先: 管轄の労働局)。

● 留意事項

受給資格は、下記の要件(①～③)を全て満たす場合です。

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、又は常用労働者数300人以下の建設事業所であり、労働保険の雇用保険に加入していること
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、12/1000であること。(平成30年度)
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者である者が受講し、かつ受講当日の賃金が支払われていること。

● 助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください)

- ・経費助成・・・支給対象経費の45%～90%
- ・賃金助成・・・一人あたり日額6,650円～9,600円

● 手続きについて

申請する場合は、**受講申込書(表面)**の**助成金欄**の“申請する”に○をして下さい。

支給申請書を講習終了後2か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。支給申請書類は講習最終日にお渡しいたします。

【CPDSについて】

CPDSとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名: 継続教育)。

●対象者: CPDS加入者(個人)

●手続きについて(CPDS受講証明が必要な場合)

申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。

講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。